

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	中華人民共和國民法典各分編(草案)：第五編相續：2018年8月27日第13期全國人民代表大會常務委員會第5回會議審議稿
Author	王, 晨[訳]
Citation	大阪市立大学法学雑誌. 66 卷 1-2 号, p.176-168.
Issue Date	2020-03
ISSN	0441-0351
Type	Others
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学法学会
Description	高橋眞教授・吉井敦子教授退任惜別記念号
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

〈翻 訳〉

中華人民共和國民法典各分編（草案）

第五編 相 続

（2018年8月27日第13期全國人民代表大會常務委員會第5回會議審議稿）

王 晨（訳）

【解説】 中華人民共和國民法典各分編（草案）が2018年8月27日、第13期全國人民代表大會常務委員會第5回會議に提出された。本草案は、同會議での第1回審議を経て2018年9月5日からその全文が全國人民代表大會 Web サイト（中国人大網）に公布され、意見公募が行われた。

本草案は、全6編、計1034条で物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、相続編及び権利侵害責任編という構成をとっている。相続編は、2002年「中華人民共和國民法草案」に引き続き、婚姻家庭編とともに、中華人民共和國民法典各分編（草案）に組み入れることになった。

相続編草案は、現行の相続法（1985年）を基に、中国社会の家族構成、相続觀念の変動を踏まえ、相続制度を整備した。現行の相続法と比べて、以下のような改正がなされた。①遺産管理人制度を増設した。相続編草案は、遺産の適切な管理、円滑な分割を確保し、相続人、債権者の利益を保護するために遺産管理人の選任方法、職責及び権利などを規定した（924条-928条）。②遺贈扶養取決め制度を整備した。相続編草案は、養老形式の多様化ニーズに応え、シルバー産業の発展を促進するために遺贈扶養取決めの当事者となれる者の範囲を拡大した。現行法のように集団所有制組織に限定せずに相続人以外の組織までに広げた（937条）。③債務弁済のルールを整備した。債権者の利益を保護し、国家の税収を確保するために、相続編草案は、遺産を分割する前に葬儀費など関連費用を支払い、被相続人の債務を弁済し、納付すべき税金を払わなければならないと規定した（938条）。また、遺産の処理と債務弁済・納税に関する具体的ルールを明確にした（940条、942条）。④印刷、録画など新たな遺言形式を増設した。相続編草案は、科学技術発展のニーズに応えるために印刷、録画による遺言の効力を認めた（915条、916条）。特に印刷による遺言の効力をめぐっては、中国の司法実務においては、対応が

分かれているが、相続編の整備により、司法裁判の統一につながることになる。⑤遺言効力のルールを改正した。相続編草案は、公正証書遺言の優先的効力を定めた現行相続法の規定を削除した。遺言者の真実の意思をより尊重するためである。そして複数の遺言をなし、内容が矛盾する場合には、最後の遺言を基準とすることにした（921条）。

中華人民共和国民法典各分編（草案）は、その後、草案各編をいくつかの単位に分けて審議されることになる。2019年6月に婚姻家庭編、相続編の第二回目の審議が行われた。民法典各分編（草案）は、2019年12月の第13期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で先に制定された民法総則（2017年）と統合され、中華人民共和国民法典草案として、まとめられた。2020年3月の第13期全国人民代表大会第3回会議において、中華人民共和国民法典草案として、審議・採択される見込みである。19世紀ドイツ民法典に比肩されるような21世紀型の中国民法典を仕上げることができるかどうか、これからも注目していきたいと思う。

参考文献

- 王晨「中国民法典の編成をめぐる論争」JCA ジャーナル2012年7月号。
 王晨「民事財産法」高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会、2017年）。
 国谷知史「家族法」高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会、2017年）。
 沈春耀「民法典各分編（草案）に関する説明」中国人大網（2018年9月5日）。
 沈春耀「中華人民共和国民法典草案及び編纂状況に関する説明」中国人大網（2019年12月29日）。

目 次

- 第1章 一般規定
 第2章 法定相続
 第3章 遺言相続及び遺贈
 第4章 遺産の処理

第1章 一般規定

第898条（本編の規律範囲）

本編は、相続により生じた民事関係に適用する。

第899条（相続権の保護）

国家は、自然人の相続権を保護する。

第900条（相続の開始時期及び死亡順位の推定）

相続は、被相続人の死亡した時から開始する。

相互に相続関係にある数人が同一の事件で死亡した場合において、死亡の時刻を確定し難いときは、その他の相続人がいない者が先に死亡したものと推定する。各人にその他の相続人がいる場合において、世代が異なるときは、上の世代が先に死亡したものと推定する。世代が同じであるときは、同時死亡と推定し、相互に相続を生じないものとする。

第901条（遺産の範囲）

遺産は、自然人の死亡時に残された個人の適法な財産である。ただし、法律の規定又はその性質により、相続してはならない財産である場合は、この限りでない。

第902条（遺産の処理）

相続開始後は、法定相続により処理する。遺言がある場合には、遺言相続又は遺贈により処理する。遺贈扶養取決めがある場合には、その取決めにより処理する。

第903条（相続又は遺贈の放棄）

相続開始後、相続人が、相続を放棄する場合、遺産を処理する前に相続放棄の意思表示をしなければならない。相続人が意思表示をしなかった場合、相続を承認したものとみなす。

受遺者は、遺贈を知ってから2か月以内に遺贈の承認又は放棄の意思表示をしなければならない。受遺者が期限内に意思表示をしなかった場合は、遺贈を放棄したものとみなす。

第904条（相続権の喪失）

相続人は、次に掲げる場合には、相続権を喪失する。

- (1) 被相続人を故意に殺害したとき
- (2) 遺産を争奪するためにその他の相続人を殺害したとき
- (3) 被相続人を遺棄し、又は被相続人を虐待し、その情状が重いつき
- (4) 遺言を偽造、改ざん、隠匿又は破棄し、その情状が重いつき
- (5) 被相続人の遺言の作成、変更又は撤回を、詐欺又は強迫の手段により、強制又は妨害し、その情状が重いつき

被相続人が相続人に前項第(3)号から第(5)号の行為があることを知りつつ、当該相続人に対し、宥恕する意思を表示し、又は事後に遺言でその者を明確に相続人として掲げるとき、当該相続人は、相続権を喪失しないものとする。

受遺者に本条第1項の規定する状況があるときは、遺贈を受ける権利を喪失する。

第2章 法定相続

第905条（相続権における男女平等）

相続権は、男女平等である。

第906条（相続の順位）

遺産は、下記の順位に従って相続する。

第1順位：配偶者・子・父母

第2順位：兄弟姉妹・祖父母・外祖父母

相続を開始した後、第1順位の相続人が相続し、第2順位の相続人は相続しない。

第1順位の相続人がいないとき、第2順位の相続人が相続する。

第907条（代襲相続）

被相続人の子が被相続人より前に死亡したとき、被相続人の子の直系卑属が代襲相続をする。

被相続人の兄弟姉妹が被相続人より前に死亡したとき、被相続人の兄弟姉妹の子が代襲相続をする。

代襲相続人は、通常、被代襲者が相続権を有する相続分のみを相続する。

第908条（配偶者を亡くした者の義父母に対する相続権）

配偶者を亡くした嫁が舅又は姑、配偶者を亡くした婿が岳父又は岳母に対し、主な扶養義務を尽くしたときは、第1順位の相続人とする。

第909条（相続分）

同一順位の相続人の相続分は、通常、均等としなければならない。

生活に特別の困難があり、労働能力に欠けている相続人については、遺産の分配において、それに配慮しなければならない。

被相続人に主な扶養義務を尽くし、又は被相続人と共同生活をしている相続人については、遺産の分配において、多く分配することができる。

扶養能力及び扶養条件を有する相続人が扶養義務を尽くさなかったとき、その者については、遺産の分配において、分配しないか、又は少なく分配しなければならない。

相続人が協議し、同意したときは、相続分を不均等にすることもできる。

第910条（相続人以外の相続財産の受益者）

相続人以外で被相続人の扶養に頼る者、又は相続人以外で被相続人に対し、多く扶養をした者については、適切な遺産を分与することができる。

第911条（相続紛争の解決方法）

相続人は、相互に思いやり、互譲し、和睦・団結の精神に基づき、相続問題を協議し、処理しなければならない。遺産分割の時期、方法及び割合については、相続人が協議し、確定する。協議がまとまらないときは、人民調停委員会が調停し、又は人民法院に提訴することができる。

第3章 遺言相続及び遺贈

第912条（遺言相続及び遺贈）

自然人は、本法の規定に従い、遺言により、個人財産を処分ことができ、かつ遺言執行者を指定することができる。

自然人は、遺言により、法定相続人の一人又は数人による個人財産の相続を指定することができる。

自然人は、遺言により、個人財産を国家、集団又は法定相続人以外の者に遺贈することができる。

第913条（自筆遺言）

自筆遺言は、遺言者が自書し、署名し、年月日を明記する。

第914条（代筆遺言）

代筆遺言は、2人以上の証人がその場に立合い、そのうちの1名が代筆し、かつ遺言者、代筆者及びその他の証人が署名し、年月日を明記する。

第915条（印刷形式でなす遺言）

印刷形式でなす遺言は、2人以上の証人がその場に立合い、遺言者及び証人が遺言書の見ごとに署名し、年月日を明記する。

第916条（録音・録画形式でなす遺言）

録音・録画形式でなす遺言は、2人以上の証人がその場に立合い、遺言者及び証人が録音・録画において、その氏名又は肖像並びに年月日を記録する。

第917条（口頭遺言）

遺言者は、緊急の状況においては、口頭遺言をなすことができる。口頭遺言をなすにあたって、2人以上の証人がその場に立ち会わなければならない。緊急の状況がなくなった後に遺言者が書面又は録音・録画の形式で遺言をなすことができるときは、なされた口頭遺言は、3箇月を経て無効になる。

第918条（公証遺言）

公証遺言は、遺言者が公証機関を通じて行う。

公証機関が遺言の公証を取り扱うにあたって、2人以上の公証人が共同で取り扱わ

なければならない。特殊な状況において、1人の公証人しか取り扱うことができないときには、1人以上の証人がその場に立ち会わなければならない。

第919条（遺言証人の欠格事由）

下記の者は、遺言の証人となることができない。

- (1) 民事行為無能力者、制限的民事行為能力者及び証人能力を有しないその他の者
- (2) 相続人、受遺者
- (3) 相続人、受遺者と利害関係がある者

第920条（相続分の保留）

遺言は、労働能力を欠き、又は生活の基盤がない相続人に必要な相続分を留保しなければならない。

第921条（遺言の撤回及び変更）

遺言者は、自分の遺言を撤回、又は変更することができる。

遺言をなした後、遺言者が遺言の内容と相反する行為を行った場合、関連する遺言の内容を撤回したものとみなす。

複数の遺言をなされ、それらの内容が矛盾する場合には、最後の遺言を基準とする。

第922条（遺言の無効）

民事行為無能力者又は制限的民事行為能力者がなす遺言は、無効とする。

遺言は、遺言者の真実の意思を表示したものでなければならない。詐欺又は強迫によりなされた遺言は無効とする。

偽造された遺言は、無効とする。

遺言が改ざんされた場合、改ざんされた内容を無効とする。

第923条（負担付き遺言及び遺贈）

遺言相続又は遺贈に義務が付されている場合、相続人又は受遺者はその義務を履行しなければならない。相続人又は受遺者が正当な理由なく義務を履行しなかった場合、利害関係者又は関連組織の請求により、人民法院は、義務付き部分の遺産を受ける権利を取消することができる。

第4章 遺産の処理

第924条（遺言執行者及び遺産管理人）

相続開始後、遺言執行者を遺産管理人とする。遺言執行者がいない場合、相続人は、速やかに遺産管理人を推薦しなければならない。相続人が遺産管理人を推薦しなかった場合、相続人が共同で遺産管理人を務める。相続人がいないか、又は相続人が相続

を放棄した場合、被相続人生前の住所地の民政部門が遺産管理人を務める。

第925条（遺産管理人の指定）

遺産管理人の確定について、争いがある場合、利害関係人は、人民法院に遺産管理人の指定を申立てることができる。

第926条（遺産管理人の職責）

遺産管理人は、以下の職責を履行しなければならない。

- (1) 遺産を整理し、かつ遺産の目録を作成すること
- (2) 遺産を保管すること
- (3) 債権及び債務を処理すること
- (4) 遺言又は法律の規定に基づき、遺産を分割すること

第927条（遺産管理人の民事責任）

遺産管理人は、法に従って職責を履行しなければならない。故意又は重大な過失により、相続人、受遺者及び債権者に損害を与えた場合、遺産管理人は、民事責任を負わなければならない。

第928条（遺産管理人の報酬）

遺産管理人は、法律の規定により、又は約定に基づき、報酬を得ることができる。

第929条（被相続人死亡の通知）

相続開始後、被相続人の死亡を知った相続人は、速やかにその他の相続人及び遺言執行者にそれを通知しなければならない。相続人の中に被相続人の死亡を知った者がいないとき、又は被相続人の死亡を知ったが、通知することができないときは、被相続人の生前の所属組織又は住所地の居民委員会、村民委員会が通知の義務を負う。

第930条（遺産の保管）

遺産を預かっている者は、遺産を適切に保管しなければならない。いかなる者もそれを横領し、又は争奪してはならない。

第931条（遺産分割前の死亡による代襲相続）

相続開始後、相続人が遺産を分割する前に死亡し、相続放棄がなされていなかった場合、当該相続人が相続すべき遺産は、その相続人に転移する。ただし、遺言に別の定めがあるときは、この限りでない。

第932条（共有財産の分割）

夫婦共有の財産は、約定がある場合を除き、遺産の分割において、まず共有財産の半分を配偶者の所有とし、その余を被相続人の遺産としなければならない。

遺産が家族共有財産の中にある場合、遺産の分割において、まず他人の財産を分離

しなければならない。

第933条（法定相続の適用範囲）

次に掲げる場合には、その対象となる遺産は、法定相続に基づき処理しなければならない。

- (1) 遺言相続人が相続を放棄し、又は受遺者が遺贈を放棄したとき
- (2) 遺言相続人が相続権を喪失し、又は受遺者が遺贈を受ける権利を喪失したとき
- (3) 遺言相続人、受遺者が遺言者より先に死亡し、又は終止したとき
- (4) 一部無効の遺言に係る遺産があったとき
- (5) 遺言により処分されていない遺産があったとき

第934条（胎児の相続分）

遺産を分割するとき、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児出生の時に死体であったとき、留保した相続分は、法定相続によって処理する。

第935条（遺産分割の原則）

遺産分割は、生産及び生活上の需要に有利であり、遺産の効用を損なわないようにしなければならない。

分割に適さない遺産は、換価、適切な補償又は共有などの方法で処理することができる。

第936条（再婚した場合における相続財産処分権）

夫婦の一方が死亡した後、他方が再婚する場合には、前配偶者から相続した財産を処分する権利を有し、いかなる者もこれに干渉してはならない。

第937条（遺贈扶養取決め）

自然人は、相続人以外の組織又は個人と遺贈扶養取決めを締結することができる。当該組織又は個人は、その合意に従い、当該自然人の扶養、葬祭の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

第938条（遺産分割前の債務弁済及び納税の義務）

遺産を分割する前に、葬儀費、遺産管理費を支払い、被相続人の債務を弁済し、納付すべき税金を支払わなければならない。ただし、労働能力を欠き、かつ生活の基盤もない相続人のために適当な遺産を留保しなければならない。

第939条（相続人及び受遺者がいない遺産の処理）

相続人及び受遺者がいない遺産は、国家の所有に帰属し、公益の事業に使われる。死者が生前に集団所有制組織の構成員であった場合、その遺産は、当該集団所有制組織の所有に帰属する。

第940条（遺産分割後の債務弁済及び納税の義務）

遺産が既に分割された場合、相続人が被相続人の債務を弁済し、納付すべき税金を支払う義務は、取得した遺産の実際の価値を限度とする。遺産の実際の価値を超えた部分については、相続人が自由意思により弁済する場合は、この限りでない。

相続人が相続を放棄する場合、被相続人の債務及び納付すべき税金に対して弁済する責任を負わない。

第941条（遺贈の執行と債務弁済、納税）

遺贈の執行は、遺贈者の債務の弁済、納付すべき税金の支払を妨害してはならない。

第942条（遺産の処理と債務弁済、納税）

法定相続があり、又は遺言相続、遺贈もある場合には、法定相続人が被相続人の債務を弁済し、納付すべき税金を納付する。債務、税金が法定相続遺産の実際の価値を超えた部分につき、遺言相続人及び受遺者が取得する遺産の割合に応じて、弁済する。